

在外被爆者に対する未払手当の支給について

このたび、日本を出国したことにより支給停止となり、未払いとなっている1997年11月分以前の手当について、次のとおり支払うこととしましたので、お知らせいたします。

なお、手続等については、「在外被爆者への未払手当支給についてのQ&A」をご参照ください。

また、この件についてご質問がある場合には、厚生労働省又は手当の支給を受けていた都道府県、広島市、長崎市までお問い合わせください。

○ 支給の対象となる方

過去に手当の支給認定を受けていた方のうち、日本を出国したことにより手当が支給停止となり、時効を理由に支払われていない1997年11月分以前の未払いとなっている手当のある方

○ 対象となる手当の種類

- ・健康管理手当
- ・保健手当
- ・医療特別手当
- ・特別手当
- ・原子爆弾小頭症手当
- ・医療手当（1981年8月に廃止）

在外被爆者への未払手当支給についてのQ&A

Q1 在外被爆者に対する未払手当はだれが支給するのでしょうか？

A1 日本で手当を支給していた都道府県、広島市又は長崎市が支給することとなります。

Q2 未払手当を受給できるということですが、具体的にはどういうことでしょうか？

A2 過去に、手当の支給認定を受けていて、出国したことにより手当が支給されなくなった方については、1997年11月以前の支給認定期間のうち出国したことにより支給されていない期間が支給されます。

Q3 例えば、1992年4月に渡日し、1992年5月から1995年4月までの3年間、健康管理手当の支給認定を受けたが、出国により1992年9月から支給停止となり、以後、手当を受給していない場合、未払い分の手当は支給されるのでしょうか？

A3 このような場合、支給停止となった1992年9月分から支給認定期間の終了月である1995年4月分までの手当が支給されます。

Q4 未払手当がある場合、どこに連絡をすればいいのですか？

A4 手当の支給認定を受けた都道府県、広島市又は長崎市の原爆被爆者担当課(別紙)に連絡してください。

Q5 過去に2回渡日し、別々の都道府県から手当の支給を受けていました。このような場合、どこに連絡したらいいのでしょうか？

A5 このような場合は、過去に手当の支給を受けたそれぞれの都道府県に連絡をしてください。なお、未払期間が重複している場合は、最後に認定を受けた都道府県から支給されます。

Q6 未払手当を受給するには、どのような手続が必要なのでしょうか？

A6 未払手当を受給するには、①御本人であることの確認(具体的には、被爆者健康手帳の写し、身分証明書、在留証明書、住民票など氏名、生年月日、現住所が分かるもの)②手当を振り込むための口座番号等の確認が必要になりますので、これらが確認できる書類を、手当の支給認定を受けた都道府県、広島市又は長崎市に提出していただくことになります。なお、未払手当の確認のため、その他の書類の提出を求める場合もあります。

Q7 未払手当のある方が既に死亡している場合は、どうなるのでしょうか？

A7 未払手当のある方が既に死亡している場合には、その方が死亡した月までの未払手当を、その方の相続人に支給することになります。相続人に未払手当を支給するにあたっては、死亡した方の死亡事実が確認できる書類、死亡した方と相続人との相続関係が確認できる書類などが必要になります。

(別紙)

【厚生労働省】

担当課名	電話番号	FAX番号
健康局総務課	03-3595-2207	03-3502-3090

【都道府県市】

	担当課名		電話番号	FAX番号
北海道	保健福祉部	健康推進課	011-231-4111	011-232-8216
青森県	健康福祉部	保健衛生課	017-722-1111	017-734-8047
岩手県	保健福祉部	保健衛生課	019-651-3111	019-629-5474
宮城県	保健福祉部	健康対策課	022-211-2636	022-211-2697
秋田県	健康福祉部	健康推進課	018-860-1425	018-860-3821
山形県	健康福祉部	保健業務課	023-630-2211	023-632-8176
福島県	保健福祉部	健康増進グループ	024-521-2111	024-521-2191
茨城県	保健福祉部	保健予防課	029-301-1111	029-301-6341
栃木県	保健福祉部	健康増進課	028-623-2323	028-623-3920
群馬県	健康福祉局	保健予防課	027-223-1111	027-223-7950
埼玉県	保健医療部	健康づくり支援課	048-824-2111	048-830-4804
千葉県	健康福祉部	健康福祉指導課	043-223-2349	043-222-6294
東京都	保健政策部	疾病対策課	03-5321-1111	03-5388-1437
神奈川県	保健福祉部	生活援護課	045-210-1111	045-210-8859
新潟県	福祉保健部	健康対策課	025-285-5511	025-285-8757
富山県	厚生部	健康課	076-431-4111	076-444-3496
石川県	健康福祉部	障害保健福祉課	076-225-1111	076-225-1429
福井県	健康福祉部	地域福祉課	0776-21-1111	0776-20-0637
山梨県	福祉保健部	健康増進課	055-237-1111	055-223-1499
長野県	衛生部	健康づくりチーム	026-232-0111	026-235-7170
岐阜県	健康福祉部	保健医療課	058-272-1111	058-277-0157
静岡県	健康福祉部	疾病対策室	054-221-2039	054-221-3291
愛知県	健康福祉部	健康対策課	052-961-2111	052-954-6917
三重県	健康福祉部	医療政策室	059-224-3070	059-224-2340
滋賀県	健康福祉部	健康推進課	077-524-1121	077-528-4857
京都府	保健福祉部	健康対策室	075-451-8111	075-431-3970
大阪府	健康福祉部	医療対策課	06-6941-0351	06-6944-6691
兵庫県	健康生活部	疾病対策課	078-341-7711	078-362-9474
奈良県	福祉部	健康増進課	0742-22-1101	0742-27-8262
和歌山県	福祉保健部	健康対策課	073-432-4111	073-428-2325
鳥取県	福祉保健部	福祉保健課	0857-26-7111	0857-26-8116
島根県	健康福祉部	健康推進課	0852-22-5111	0852-22-6328
岡山県	保健福祉部	医薬安全課	086-224-2111	086-224-2133
広島県	福祉保健部	被爆者・毒ガス障害者対策室	082-228-2111	082-228-3277
山口県	健康福祉部	医務保険課	083-922-3111	083-933-2939
徳島県	保健福祉部	健康増進課	088-621-2500	088-621-2841
香川県	健康福祉部	健康福祉総務課	087-831-1111	087-861-2193
愛媛県	保健福祉部	健康増進課	089-941-2111	089-921-5609
高知県	健康福祉部	健康づくり課	088-823-9678	088-873-9941
福岡県	保健福祉部	健康対策課	092-651-1111	092-643-3271
佐賀県	健康福祉本部	健康増進課	0952-24-1111	0952-25-7268
長崎県	福祉保健部	原爆被爆者対策課	095-824-1111	095-895-2578
熊本県	健康福祉部	健康づくり推進課	096-333-2210	096-383-0498
大分県	福祉保健部	健康対策課	097-536-1111	097-534-9131
宮崎県	福祉保健部	健康増進課	0985-26-7079	0985-26-7336
鹿児島県	保健福祉部	健康増進課	099-286-2111	099-286-5556
沖縄県	福祉保健部	健康増進課	098-866-2209	098-866-2289
広島市	原爆被害対策部	認定係・援護係	082-504-2194	082-504-2257
長崎市	原爆被爆対策部	援護課	095-825-5151	095-829-1148